

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 189・2010/01/23～2010/01/29

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 关于调整地方各级人民法院管辖第一审知识产权民事案件标准的通知..... 2
- 关于印发基层人民法院管辖第一审知识产权民事案件标准的通知..... 3
- 劳动人事争议仲裁组织规则..... 3
- 专利审查指南(2010)..... 3
- 关于调整全省最低工资标准的通知(江苏) 4

二、相关新信息

- 国家税务总局解读个税征收三热点..... 4
- **2010 年价格监督检查工作七项任务**..... 5
- 《国有土地上房屋征收与补偿条例》公开征求意见..... 5
- 《出入境检验检疫代理报检管理规定》和《食品添加剂生产监督管理规定》公开征求意见..... 5
- 中国多省市拟上调最低工资标准..... 5
- 简析行政强制措施在工商行政管理机关执法中的适用..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 地方各級人民法院の管轄する第一審知的財産権民事案件基準を調整することについての通知..... 2
- 末端人民法院第一審知的財産権民事案件管轄基準を印刷配布することについての通知.. 3
- 労使紛争仲裁組織規則..... 3
- 特許審査手引(2010)..... 3
- 全省最低給与基準を調整することについての通知(江蘇)..... 4

二、関連する新情報

- 国家税務総局が個人所得税徴収に関して世間を賑わす 3 つの話題についての解釈を行った 4
- 2010 年価格監督検査作業 7 つの任務..... 5
- 「国有土地上家屋収用及び補償条例」がパブリックコメントを募集する..... 5
- 「出入境検査檢疫代理検査申告管理規定」及び「食品添加物生産監督管理規定」がパブリックコメントを募集する..... 5
- 中国の複数の省市が最低給与基準を上方調整する..... 5
- 工商行政管理機関による法令執行における行政強制措置適用の簡潔な分析..... 6

一、相关新法令、新政策

● 关于调整地方各级人民法院管辖第一审知识产权民事案件标准的通知

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2010〕5号

【发布日期】2010-01-28

【实施日期】2010-02-01

【提示】根据该通知，调整后的第一审知识产权民事案件的级别管辖标准如下：

法院级别	第一审知识产权民事案件的管辖范围
高级人民法院	- 诉讼标的额在2亿元以上的第一审知识产权民事案件（“以上”包括本数；下同）； - 诉讼标的额在1亿元以上且当事人一方住所地不在其辖区或者涉外、涉港澳台的第一审知识产权民事案件。
中级人民法院	高级人民法院管辖标准以下的第一审知识产权民事案件（“以下”不包括本数；下同），除应当由经最高人民法院指定具有一般知识产权民事案件管辖权的基层人民法院管辖的以外。
经最高人民法院指定的基层人民法院	- 诉讼标的额在500万元以下的第一审一般知识产权民事案件； - 诉讼标的额在500万元以上1000万元以下且当事人住所地均在其所属高级或中级人民法院辖区的第一审一般知识产权民事案件。 ※备注：具体标准由有关高级人民法院自行确定并报最高人民法院批准。
其他规定	- 对重大疑难、新类型和在适用法律上有普遍意义的知识产权民事案件，可以依照《民事诉讼法》第三十九条的规定，由上级人民法院自行决定由其审理，或者根据下级人民法院报请决定由其审理。 - 对专利、植物新品种、集成电路布图设计纠纷案件和涉及驰名商标认定的纠纷案件以及垄断纠纷案件等特殊类型的第一审知识产权民事案件，确定管辖时还应当符合最高人民法院有关上述案件管辖的特别规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=141153

一、関連する新法令、新政策

● 地方各级人民法院的管辖第一审知的財産権民事案件基準を調整することについての通知

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2010〕5号

【発布日】2010-01-28

【施行日】2010-02-01

【コメント】本通知によると、調整後の第一審知的財産権民事案件の等級別管轄基準は次の通りである。

法院等級	第一審知的財産権民事案件の管轄範囲
高級人民法院	- 訴訟の目的の価額が2億元以上の第一審知的財産権民事案件。 - 訴訟の目的の価額が1億元以上且つ当事者の一方の住所地がその管轄区になく又は外国と係わりがあり、香港・マカオ・台湾と係わりがある第一審知的財産権民事案件。
中級人民法院	最高人民法院が指定した一般知的財産権民事案件管轄権を有する末端人民法院により管轄されるものを除く、高級人民法院管轄基準に満たない第一審知的財産権民事案件。
最高人民法院の指定する末端人民法院	- 訴訟の目的の価額が500万元未満の第一審一般知的財産権民事案件。 - 訴訟の目的の価額が500万元以上1000万元未満、且つ当事者の住所地がいずれもその所属する高級又は中級人民法院管轄区的第一審一般知的財産権民事案件。 ※備考：具体的基準は高級人民法院が独自で確定し且つ最高人民法院に申告しその許可を受ける。
その他規定	- 重大な判断しにくい、新しい種類の、法律を適用するにおいて普遍的意味を有する知的財産権民事案件に対しては、「民事訴訟法」第39条の規定に照らして、上級の人民法院が独自で決定し、審理し、又は下級の人民法院よりその上級法院に審理を行うよう決定を委ねることができる。 - 特許、植物新品种、集積回路の回路配置設計紛争案件及び驰名商标の認定に係る紛争案件及び独占禁止紛争案件等の特殊な種類の第一審知的財産権民事案件については、管轄を確定する際に最高人民法院による上記案件管轄についての特別な規定にも適合しなければならない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show.php?file_id=141153

● 关于印发基层人民法院管辖第一审知识产权民事案件标准的通知

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法发〔2010〕6号

【发布日期】2010-01-28

【实施日期】2010-02-01

【提示】该通知明确了目前各地具有一般知识产权民事案件管辖权的基层人民法院名单，及其管辖标准。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=141177

● 末端人民法院第一審知的財産権民事案件管轄基準を印刷配布することについての通知

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法発〔2010〕6号

【発布日】2010-01-28

【施行日】2010-02-01

【コメント】本通知は、現在各地の一般知的財産権民事案件管轄権を有する末端人民法院のリスト、及びその管轄基準を明確にしている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.chinacourt.org/flwk/show1.php?file_id=141177

● 劳动人事争议仲裁组织规则

【发布单位】人力资源和社会保障部

【发布日期】2010-01-27

【实施日期】2010-01-27

【提示】该规则对劳动人事争议仲裁委员会及其办事机构、仲裁庭、仲裁员和仲裁监督等进行了规定。根据该规则，简单案件可以由一名仲裁员独任仲裁；以下争议案件应当由三名仲裁员组成仲裁庭，设首席仲裁员：

1. 十人以上集体劳动、人事争议；
2. 有重大影响的争议；
3. 仲裁委员会认为应当由三名仲裁员组庭处理的其他案件。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

劳动人事争议仲裁组织规则

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=b5c28cd1-8aba-4e41-ae4a-4f7707a28677&tid=Cms_Info

人力资源和社会保障部有关负责人答记者问

http://www.gov.cn/zwhd/2010-01/27/content_1520696.htm

● 劳使紛争仲裁組織規則

【発布機関】人的資源及び社会保障部

【発布日】2010-01-27

【施行日】2010-01-27

【コメント】本規則は労使紛争仲裁委員会及びその事務機関、仲裁廷、仲裁人及び仲裁監督等について規定を行っている。本規則によると、簡単な案件は1名の仲裁人が単独仲裁を行うことができるが、以下の紛争案件は3名の仲裁人が合議し、首席仲裁人を設けるようにしなければならない。

1. 10名以上の集団労働、労使争議。
2. 重大な影響のある争議。
3. 仲裁委員会が3名の仲裁人により処理すべきと判断するその他の案件。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

労使紛争仲裁組織規則

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&qid=b5c28cd1-8aba-4e41-ae4a-4f7707a28677&tid=Cms_Info

人的資源及び社会保障部の関係責任者による記者質問への回答

http://www.gov.cn/zwhd/2010-01/27/content_1520696.htm

● 专利审查指南（2010）

【发布单位】国家知识产权局

【发布文号】国家知识产权局令第五十五号

【发布日期】2010-01-21

【实施日期】2010-02-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf>

● 特許審査手引(2010)

【発布機関】国家知的財産権局

【発布番号】国家知的財産権局令第五十五号

【発布日】2010-01-21

【施行日】2010-02-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf>

● 关于调整全省最低工资标准的通知（江苏）

【发布单位】江苏省人力资源和社会保障厅

【发布文号】苏人社发〔2010〕35号

【发布日期】2010-01-22

【实施日期】2010-02-01

【提示】根据该通知，自2010年02月01日起调整江苏省最低工资标准如下：

所在区域	月最低工资	小时最低工资
一类地区	960元/月	7.8元/小时
二类地区	790元/月	6.4元/小时
三类地区	670元/月	5.4元/小时

※备注：

1. 最低工资标准不包括以下项目：加班加点的工资；中班、夜班、高温、低温、井下、有毒有害等特殊工作环境、条件下的津贴；法律、法规和国家规定的劳动者福利待遇等，也不包括个人按下限缴存的住房公积金。

2. 关于上述三类地区的划分，可参考以下链接：
http://www.js.lss.gov.cn/WSWQZX/WQKX/201001/t20100123_59827.htm

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.js.lss.gov.cn/zcfg/ldzjfg/201001/t20100123_59828.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 国家税务总局解读个税征收三热点

日前，国家税务总局网站举行以“纳税人权利与义务”为主题的在线网谈，就目前个人所得税征收过程中的三大热点问题进行了详细解答。主要内容包

1. 年终奖与过节费如何计税；
2. 公积金与社会保险费是否计税；
3. 个税完税凭证如何开具。

（里兆律师事务所 2010年01月29日整理编写）

● 全省最低給与基準を調整することについての通知（江蘇）

【発布機関】江蘇省人の資源及び社会保障庁

【発布番号】蘇人社発〔2010〕35号

【発布日】2010-01-22

【施行日】2010-02-01

【コメント】本通知によると、2010年2月1日から江蘇省最低給与基準を次の通り調整する。

所在区域	最低月給	最低時間給
一類地区	960元/月	7.8元/時間
二類地区	790元/月	6.4元/時間
三類地区	670元/月	5.4元/時間

※備考：

1. 最低給与基準には次の項目は含まれない。時間外労働給与、昼夜勤、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害等の特殊な作業環境、条件下での手当。法律、法規及び国の定める労働者福利待遇等。個人が最小限度額に基づき納める住宅積立金も含まない。
2. 上記の三類地区の区分については、次のリンク先を参考にすることができる。

http://www.js.lss.gov.cn/WSWQZX/WQKX/201001/t20100123_59827.htm

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.js.lss.gov.cn/zcfg/ldzjfg/201001/t20100123_59828.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内するURLは政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 国家税務総局が個人所得税徴収に関して世間を賑わす3つの話題についての解釈を行った

先頃、国家税務総局のウェブサイトは、「納税者の権利と義務」をテーマにしたオンラインインターネットワークを催し、現在の個人所得税徴収の過程における3つの話題について詳細な回答を行った。主な内容は次の通りである。

1. 年末賞与と正月手当に対し、どのように課税額を計算するか。
2. 積立金と社会保険料は課税対象となるのかどうか。
3. 個人所得税の納税証明はどのように発行されるのか。

（里兆法律事務所が2010年1月29日付で作成）

● 2010 年价格监督检查工作七项任务

日前召开的全国价格监督检查工作会议指出，2010 年价格监督检查工作要做好七项重点任务。其中包括：

- 开展行业协会收费、质检收费等收费检查，落实增收减负的价格政策；
- 组织开展电力、成品油、天然气价格检查，加强环保收费监管，落实节能减排的价格措施；
- 加强反价格垄断执法和市场价格监管；
- 推进价格举报工作；
- 加强价格法制工作，尽快出台《反价格垄断规定》和《反价格垄断行政执法程序规定》。

（里兆律师事务所 2010 年 01 月 29 日整理编写）

● 2010 年価格監督検査作業 7 つの任務

先頃開催された全国価格監督検査作業会議において、2010 年価格監督検査作業は 7 つの重点任务を貫徹しなければならないことが指摘されたが、具体的には次の通りである。

- 業種協会による費用徴収、品質検査費用等の費用徴収に対する検査を実施し、収入を増やし負担を減少させる価格政策を実行する。
- 電力、製品油、天然ガス価格の検査を実施し、環境保全の費用徴収監督管理を強化し、省エネ排出削減の価格措置を実行する。
- 価格独占禁止法令執行及び市場価格監督管理を強化する。
- 価格通報作業を推進する。
- 価格法制作業を強化し、「価格独占禁止規定」及び「価格独占禁止行政法令執行手順規定」を早急に公布する。

（里兆法律事務所が 2010 年 1 月 29 日付で作成）

● 《国有土地上房屋征收与补偿条例》公开征求意见

日前，国务院法制办公室发布了《国有土地上房屋征收与补偿条例（征求意见稿）》全文及其修改说明，并公开征求意见（截止日期为 2010 年 02 月 12 日）。该征求意见稿对征收国有土地上单位、个人的房屋与拆迁补偿等进行了规定。

（里兆律师事务所 2010 年 01 月 29 日整理编写）

● 「国有土地上家屋収用及び補償条例」がパブリックコメントを募集する

先頃、国务院法制弁公室は「国有土地上家屋収用及び補償条例（意見募集案）」の全部及びその修正の説明を公布し、且つパブリックコメントを募集している（募集締切日は 2010 年 2 月 12 日）。当該意見募集案は、国有土地上の機関、個人の家屋の収用と移転立退補償等について規定を行っている。

（里兆法律事務所が 2010 年 1 月 29 日付で作成）

● 《出入境检验检疫代理报检管理规定》和《食品添加剂生产监督管理规定》公开征求意见

为规范代理报检行为和食品添加剂生产活动，国家质量监督检验检疫总局分别起草了《出入境检验检疫代理报检管理规定（草案）》和《食品添加剂生产监督管理规定（征求意见稿）》，日前公布全文并公开征求意见。

（里兆律师事务所 2010 年 01 月 29 日整理编写）

● 「出入境検査検疫代理検査申告管理規定」及び「食品添加物生産監督管理規定」がパブリックコメントを募集する

代理検査申告行為及び食品添加物生産活動を規範化するため、国家品質監督検査検疫総局は「出入境検査検疫代理検査申告管理規定（草案）」及び「食品添加物生産監督管理規定（意見募集案）」をそれぞれ起草し、先頃、それら全文を公表し且つパブリックコメントを募集している。

（里兆法律事務所が 2010 年 1 月 29 日付で作成）

● 中国多省市拟上调最低工资标准

近来，中国多省市出台具体措施或公开表达上调意向。简要介绍如下：

区域	具体措施/上调意向
北京市	2010 年一定会上调，调整幅度和比例将超过社会平均工资增长幅度，调整后的工资标准最快将于 2010 年 04 月 01 日开始执行。

● 中国の複数の省市が最低給与基準を上方調整する

先頃、中国の複数の省市が具体的な措置を公布し、又は上方調整の意向を公式に発表しているが、それらを下表にて簡潔に紹介する。

区域	具体的措置/上方調整の意向
北京市	2010 年には必ず上方調整し、調整の幅と比率は社会平均の給与上昇幅を超え、調整後の給与基準は早ければ 2010 年 4 月 1 日から執行する。

江苏省	已出台通知，自 2010 年 02 月 01 日起上调江苏省最低工资标准。（见前文）
浙江省	2010 年将调整最低工资标准，推动企业建立职工工资集体协商制度，逐步提高劳动报酬在初次分配中的比重。
重庆市	2010 年将提高城镇职工平均工资、企业职工最低工资标准（具体调整方案正在研究制定）。
东莞市	2010 年将提高最低工资标准。

（里兆律师事务所 2010 年 01 月 29 日整理编写）

江蘇省	すでに通知を公布し、2010 年 2 月 1 日から江蘇省最低給与基準を上方調整するとしている（前文を参照）。
浙江省	2010 年に最低給与基準を調整し、企業が従業員給与団体交渉制度を構築するよう促し、労働報酬の最初の分配における比重を徐々に引き上げる。
重慶市	2010 年に都市従業員平均給与、企業従業員最低給与基準を引き上げる（具体的調整方案は現在、制定検討中）。
東莞市	2010 年に最低給与基準を引き上げる。

（里兆法律事務所が 2010 年 1 月 29 日付で作成）

● 简析行政强制措施在工商行政管理机关执法中的适用

对于行政强制措施，中国现行有效的法律法规中并没有明确定义。根据《中华人民共和国行政强制法（草案）》（三次审议稿）第二条的规定，行政强制措施是指行政机关在行政管理过程中，为制止违法行为、防止证据损毁、避免危害发生等情形，依法对公民人身自由实施暂时性限制，或对公民、法人或者其他组织的财产实施暂时性控制的行为。

结合下文中对相关法律法规的概括和整理，律师理解，工商行政管理机关（以下简称“工商部门”）目前在执法中所采取的行政强制措施主要针对财产，具体包括：查封（封存）、扣押（扣留）、责令停止销售、证据先行登记保存等措施。以下，本文对工商部门执法中适用行政强制措施的适用对象、法律依据、程序等问题进行简要分析和介绍。

行政强制措施的适用对象

目前，工商部门在执法中采取的行政强制措施的主要适用对象是当事人涉嫌违法的财产（理论上，不应包括与涉嫌违法行为无关的财产），而暂时较少涉及当事人的人身权或其他权利。

行政强制措施的适用依据

行政强制措施的适用，应当以法律法规（在个别情况下，可能包括地方性法规）的明确规定为依据。对于该等法律依据，律师简要总结如下：

涉嫌违法的财产	可采取的强制措施	法律依据
有根据认为不符合保障人体健康和人身、财产安全的国家标准、行业标准	- 查封 - 扣押	《产品质量法》第十八条第一款第（四）项

● 工商行政管理機關による法令執行における行政強制措置適用の簡潔な分析

行政強制措置について、中国の現行の有効な法令においては明確な定義はない。「中華人民共和国行政強制法（草案）」（三回目審議案）第二条の規定によると、行政強制措置とは、行政機關が行政管理の過程において、違法行為を抑止し、証拠損傷を防ぎ、危険性若しくは有害性の発生等の状況を回避し、法に照らして公民の身体的自由を一時的に制限し、又は公民、法人若しくはその他組織の財産を一時的に統制する行為をいう。

下文における係る法的根拠の概要及びまとめとあわせると、工商行政管理機關（以下「工商部門」という）が現在法令執行の過程で講じる行政強制措置は、財産に対するものであり、具体的には、不動産及び機械設備等大型動産に対する差押（封印保管）、移動可能な動産に対する差押（押収）、販売差止め命令、証拠保全等の措置が含まれると筆者は考える。以下、本文では工商部門の法令執行の過程で行政強制措置を適用する際の適用対象、法的根拠、手順等の事項について簡潔に分析し紹介する。

行政強制措置の適用対象

現在、工商部門が法令執行の過程で講じる行政強制措置の主な適用対象は、当事者の違法な疑いのある財産であり（理論上、違法の疑いのある行為と関係のない財産は含まれない）、ひとまず当事者の身体の権利又はその他権利には関係しない。

行政強制措置の適用根拠

行政強制措置の適用は、法令（個別の状況に応じて、地方性法規も含まれる）の明確な規定が根拠となる。これら法的根拠については、筆者は次のように簡潔にまとめる。

違法性の疑いのある財産	講じることのできる強制措置	法的根拠
人体の健康及び身体、財産の安全を保障する国家基準、産業基準に適合しない	不動産及び機械設備等大型動産に対する差押	「製造物責任法」第十八条第一項第

的产品或者有其他严重质量问题的产品，以及直接用于生产、销售该项产品的原辅材料、包装物、生产工具		
有证据证明是侵犯他人注册商标专用权的物品	- 查封 - 扣押	《商标法》第五十五条第一款第（四）项
涉嫌垄断行为的相关证据	- 查封 - 扣押	《反垄断法》第三十九条第一款第（四）项
有证据证明不符合食品安全标准的食品，违法使用的食品原料、食品添加剂、食品相关产品，以及用于违法生产经营或者被污染的工具、设备	- 查封 - 扣押	《食品安全法》第七十七条第一款第（四）项
违法从事食品生产经营活动的场所	查封	《食品安全法》第七十七条第一款第（五）项
- 无证经营行为有关的合同、票据、账簿以及其他资料 - 专门用于从事无证经营活动的工具、设备、原材料、产品等财物	- 查封 - 扣押	《无证经营查处取缔办法》第九条第（四）项、第（五）项
有证据表明危害人体健康、存在重大安全隐患、威胁公共安全、破坏环境资源的无证经营场所	查封	《无证经营查处取缔办法》第九条第（六）项
与不正当竞争行为有关的财物	- 封存 - 扣留	北京、上海等地反不正当竞争相关的地方性法规

と判断される証拠のある製品又はその他深刻な品質上の問題のある製品、及びこれら製品の生産、販売に直接使用する原料、補助材料、梱包品、生産道具。	移動可能な動産に対する差押	（四）号
他人の登録商標専用権を侵害したことの証拠のある物品。	- 不動産及び機械設備等大型動産に対する差押 - 移動可能な動産に対する差押	「商標法」第五十五条第一項第（四）号
独占容疑のある行為に関する証拠	- 不動産及び機械設備等大型動産に対する差押 - 移動可能な動産に対する差押	「独占禁止法」第三十九条第一項第（四）号
食品の安全基準に適合しないことを証明する証拠のある食品、違法に使用した食品原料、食品添加物、食品関係製品、及び違法な生産経営に使用され又は汚染された道具、設備。	- 不動産及び機械設備等大型動産に対する差押 - 移動可能な動産に対する差押	「食品安全法」第七十七条第一項第（四）号
食品生産経営活動に違法に従事した場所	不動産及び機械設備等大型動産に対する差押	「食品安全法」第七十七条第一項第（五）号
- 無免許経営行為に関する契約、手形、帳簿及びその他資料 - 無免許経営活動に専門に使用した道具、設備、原材料、製品等の財物	- 不動産及び機械設備等大型動産に対する差押 - 移動可能な動産に対する差押	「無免許経営取締弁法」第九条第（四）号、第（五）号
人体の健康を損ない、重大な安全面での隠れた危険性があり、公共の安全を脅かし、環境資源を破壊する無免許経営場所	不動産及び機械設備等大型動産に対する差押	「無免許経営取締弁法」第九条第（六）号
不正競争行為に係る財物	- 封印保管 - 押収	北京、上海等の地域の不正競争防止に係る地方性法規

■ 需要认定的营业执照	■ 扣留(期限不得超过 10 天)	■ 《公司登记管理条例》第六十五条
■ 与《反不正当竞争法》第五条规定的不正当竞争行为有关的财物	■ 责令暂停销售	■ 《反不正当竞争法》第十七条第(三)项
■ 与涉嫌违法行为有关的证据(在证据可能灭失或者以后难以取得的情况下)	■ 证据先行登记保存	■ 《行政处罚法》第三十七条第二款 ■ 《工商行政管理机关行政处罚程序规定》第三十二条等

■ 認定の必要な営業許可証	■ 押収(期限は 10 日を超えてはならない)	■ 「会社登記管理条例」第六十五条
■ 「不正競争防止法」第五条に定める不正競争行為に関する財物	■ 販売一時差止め命令	■ 「不正競争防止法」第十七条第(三)号
■ 違法容疑のある行為に関する証拠(証拠が滅失し又は今後取得しにくくなるおそれがある状況において)	■ 証拠保全	■ 「行政処罰法」第三十七条第二項 ■ 「工商行政管理機関行政処罰手順規定」第三十二条等

篇幅关系，律师主要整理和节选了与外商投资企业较为紧密相关的上述情形。除此之外，在易制毒化学品、直销/传销、互联网上网服务等专项领域，也存在着与工商部门适用行政强制措施有关的法律依据，我们在此不再一一赘述。

紙面の都合上、筆者は外商投資企業と相対的に関係のある上記の状況を主に整理し、抜粋した。そのほか、容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品、直接販売/連鎖販売取引、インターネットオンラインサービス等の個別の分野においても、工商部門が行政強制措置を適用することに関する法的根拠が存在するがここでは省略する。

行政強制措置の適用程序

根据《行政处罚法》、《工商行政管理机关行政处罚程序规定》、以及《中华人民共和国行政强制法(草案)》(三次审议稿)等的相关规定，工商部门执法时应当按照法定程序适用行政强制措施。这些法定程序的原则和主要内容包括：

- 实施行政强制措施前须向行政机关负责人报告并经批准；
- 由两名以上行政执法人员实施；
- 出示执法身份证件；
- 有当事人在场；
- 当场告知当事人采取行政强制措施的理由、依据以及当事人依法享有的权利、救济途径；
- 听取当事人的陈述和申辩；
- 制作现场笔录；
- 现场笔录由当事人和行政执法人员签名或者盖章；当事人拒绝签名或者盖章的，在笔录中予以注明；
- 当事人不在场的，邀请见证人到场，由见证人和行政执法人员在现场笔录上签名或者盖章；
- 法律、法规规定的其他程序。

简要小结

外商投资企业在日常经营活动中，有时可能会遇到工商部门的调查等，在配合工商部门执法的同

行政強制措置の適用手順

「行政処罰法」、「工商行政管理機関行政処罰手順規定」、及び「中華人民共和國行政強制法(草案)」(第三回審議案)等の関係規定によると、工商部門の法令執行の際には法定手順に基づき行政強制措置を適用しなければならない。これら法定手順の原則と主な内容には次のものが含まれる。

- 行政強制措置を実施する前に行政機関の責任者に報告し且つ許可を受けなければならないこと。
- 2 名以上の行政執行法令執行人員がこれを実施すること。
- 法令執行のための身分証明を呈示すること。
- 当事者がその場にいること。
- 行政強制措置を講じる理由、根拠及び当事者が法に照らして有する権利、救済手段をその場で当事者に伝えること。
- 当事者の表明及び弁明に耳を傾けること。
- 現場での記録を残すこと。
- 現場での記録に当事者及び行政法令執行人員が署名し又は押印し、当事者が署名又は押印を拒否した場合、記録中に注釈する。
- 当事者がその場にいらない場合、立会人に現場に来てもらい、立会人と行政法令執行人員が現場での記録に署名し又は押印する。
- 法令に定めるその他手順。

簡潔なまとめ

外商投資企業は日常の経営活動において、工商部門の調査等に遭遇するおそれがあり、工商部門の法令

时, 建议企业注意保护自身的合法权益。在实践中, 如果工商部门提出采取查封、扣押等行政强制措施时, 建议企业结合前述法律依据 (实体方面)、以及法定程序 (程序方面) 等全面判断工商部门执法行为的合法性、合理性等, 采取合理的应对措施, 并注意保留相关证据, 以便后续采取可能的行政复议、行政诉讼等救济途径。

备注:

请点击以下网址, 查看相关法令的全文内容:

《工商行政管理机关行政处罚程序规定》

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/nsjq/fgs/200904/t20090414_56867.html

《中华人民共和国行政强制法 (草案)》(三次审议稿)

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2009-08/28/content_1516265.htm

(里兆律师事务所 2010 年 01 月 29 日整理编写)

執行に協力すると同時に、企業は自身の適法な權益を守るよう注意しなければならない。実践においては、工商部門から差押等の行政強制措置を講じる申し入れがあった場合、企業は前記の法的根拠(実体面)、及び法定手順(手順面)等とあわせ、工商部門による法令執行行為の適法性、合理性等を全面的に判断し、合理的な対処策を講じ、且つ今後考えられ得る行政不服審査、行政訴訟等の救済手段を講じやすいよう係る証拠を残しておくよう注意するのがよい。

備考:

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「工商行政管理機関行政処罰手順規定」

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/lhfw/nsjq/fgs/200904/t20090414_56867.html

「中華人民共和國行政強制法(草案)」(三回目審議案)

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2009-08/28/content_1516265.htm

(里兆法律事務所が 2010 年 1 月 29 日付で作成)